

(一社)岡山県建築士会 岡山県歴史的建造物委員会

副委員長 中村 陽二

## 1、岡山県建築士会とヘリテージマネージャー

### 1) 岡山士会の歴史まちづくりの推進について

(ヘリマネ養成から岡山県歴史的建造物委員会の設立へ 経緯 (背景) 等)

(一社)岡山県建築士会における都市デザインや歴史的景観等の本格的な調査活動は、約55年前の「都市問題部会」までさかのぼる。当時、「都市が建築物の集合体であることを理解し、建築等の設計活動が直接都市を建設していることを自覚する会員の協力により、都市問題に対する理解を深め、その活動を通して公共の福祉に寄与することを目的」に設立されており、まさに都市そのものに視点を向けた部会であったことがわかる。

その後、30年を経て、都市のみならず農山村、島しょ部の民家や自然景観までが、その調査研究対象として広がり、さらに伝統的建築や近代建築調査、地域コミュニティを含めたまちづくり活動全般を活動範囲とする中で、平成5年に部会名称と活動内容の不一致を解消する事と21世紀に向けたまちづくり活動を視野に入れるため、地域づくりフォーラム21と改称し、新たに防災活動やユニバーサルデザインなど時流に合わせた内容を取り入れ、現在まで25年間、都市問題部会からは通算55年間の活動を続けてきている。

一方、平成23年3月の東日本大震災以降、全国的にヘリテージマネージャーへの関心が高まる中で、平成24年にそれまでの景観整備機構関係の委員会を改変して、岡山県地域文化財建造物専門家の委員会を設立するとともに、ヘリテージマネージャーの養成を開始し、平成26年には第一期ヘリテージマネージャーからなる岡山ヘリテージマネージャー機構(OHMO)を創設し、現在78名が登録されており県内各地で活躍している。

### 2) 岡山県建築士会の歴建・ヘリマネ関連活動内容

#### ①歴史まちづくりの推進事業(基盤的事業)

- ・人材育成事業(ヘリマネ講座の開催)→岡山ヘリテージマネージャー認証式(OHMO)
- ・岡山県歴史的建造物委員会(岡山歴建委員会)設置(H26)
- ・歴史的建造物活用のための対策→岡山県高梁市より建築基準法(適用除外)関連業務を受託(H26~H27:旧吹屋小学校【県重文】)→構造安定性の確認
- ・普及・啓発シンポジウムの開催(H27/2)
- ・歴史的建造物活用のための対策→岡山県津山市より建築基準法(適用除外)関連業務を受託(H29~H30:旧荻田家住宅【国重文】長屋)→構造安定性の確認

## ②保存・活用推進事業（実践事業）

### ■ヘリテージマネージャーの活用

#### 【岡山ヘリテージマネージャー機構（OHMO）】

→ 県内の3地域（備前、備中、美作）にて、それぞれに活動を展開している

- ・登録有形文化財として登録することの推進
- ・各種勉強会、実測調査及び利活用計画の立案と実施等

### ■歴史的建造物の保存・活用の条例化等への協力

→ 議会用資料等の作成支援

- ・地域団体等と連携し、歴建の残存率などの悉皆調査の実施や、防災等に関する基礎資料の作成など

## 2. 歴史的建造物の保存・活用について

### 1) 歴史的建造物の災害対策（予防）について

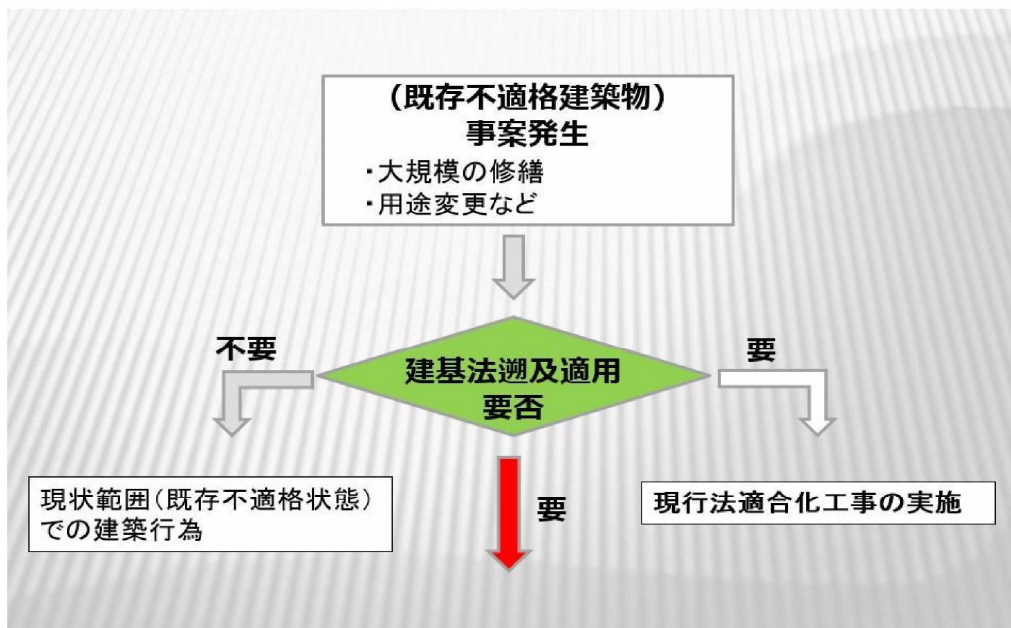
#### ■建築審査会における（岡山版）同意基準の策定

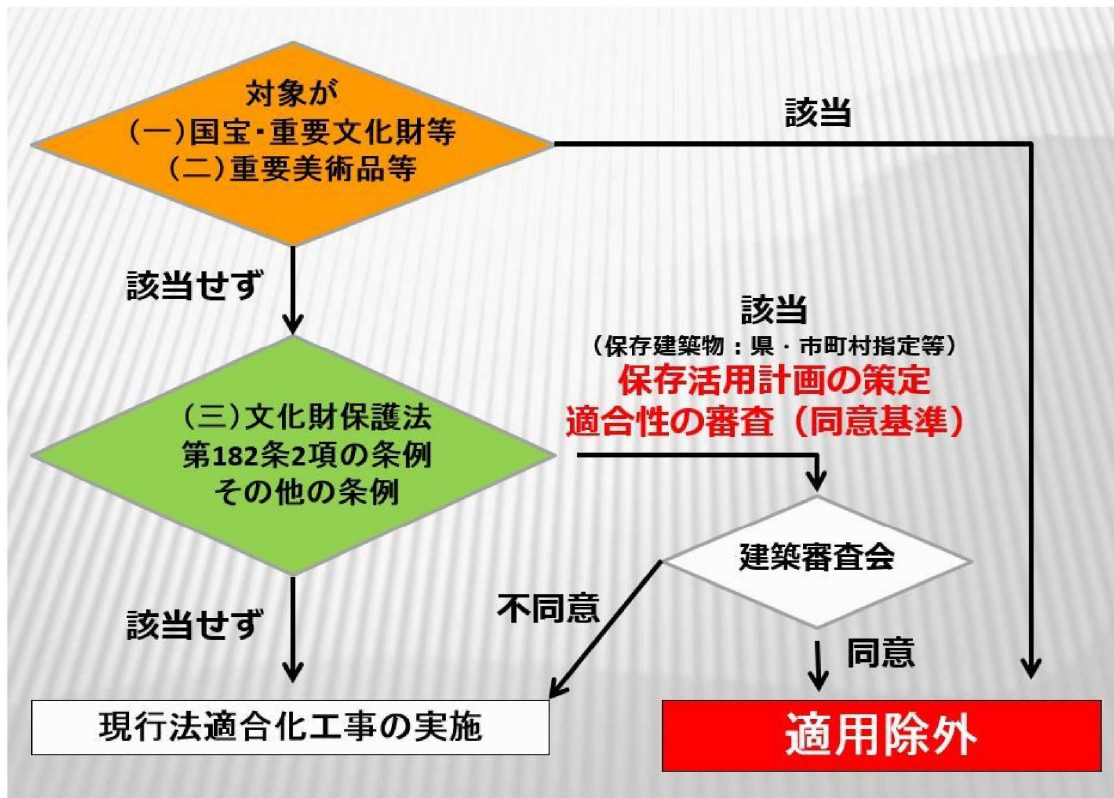
同意基準の策定（建設省通知（平成3年3月30日）「伝統的建築物に対する防火及び構造安全性評価指針」の考え方を参考に

- ・出火防止→歴建の敷地内等での火気制限等
- ・避難安全の確保→比較的開口部が多い(評価)
- ・近隣への延焼防止→離隔距離確保、消防設備
- ・消防活動の確保→街区も含めた活動現況の確認
- ・構造安全性→構造計算あるいは実証実験で確認

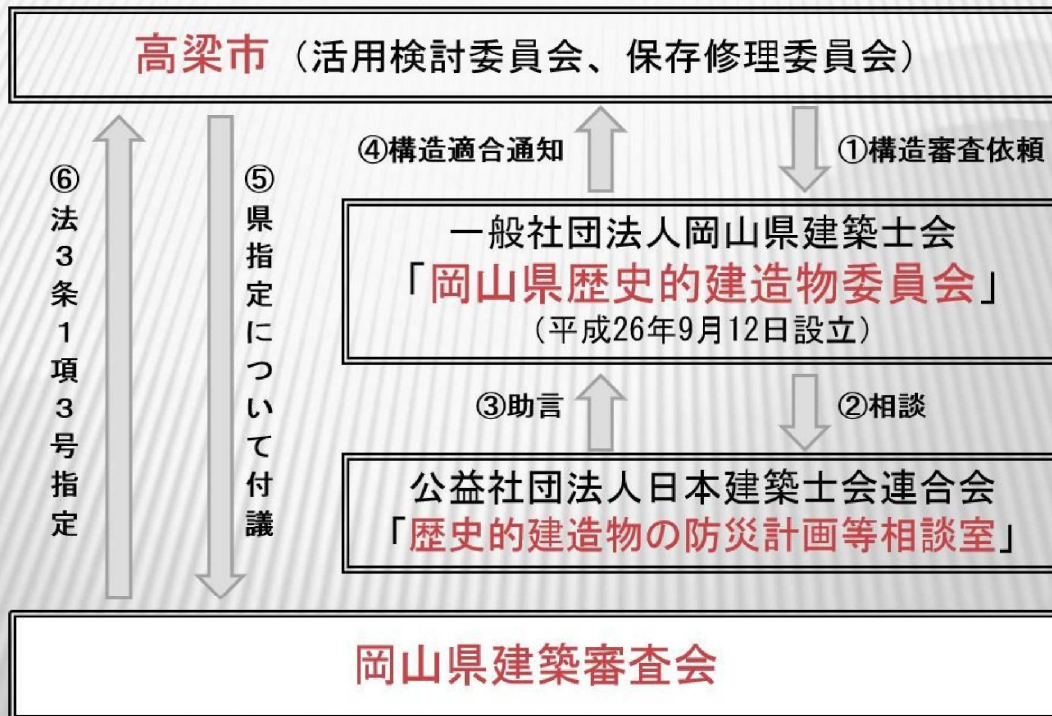
### 2) 建築基準法適用除外について

## 建築基準法第3条「適用除外」フロー





## 「岡山県歴史的建造物委員会」の活用



### 3. 事例紹介

#### 建築審査会への適合審査事例 【岡山県高梁市立旧吹屋小学校】

――建築基準法第3条1項3号の適用について――

##### 【建築物概要】

名称：旧吹屋小学校

建築年：

- ・明治33年「東校舎・西校舎」
- ・明治42年「本館」江川三郎八

文化財指定：

- ・平成14年 成羽町指定文化財  
(本館・東校舎)
- ・平成15年 県指定重要文化財  
(本館・東校舎)
- ・平成16年 県指定重要文化財  
(西校舎)

構造規模：

- ・本館 木造2階建 766㎡
- ・東西校舎 木造平屋計 499㎡



現役で使用されている日本最古の小学校校舎として知られていたが、2011年度(2012年3月)末での廃校が決定。現在、耐震改修を含めた保存修理工事の為、解体修理中。2020年度には、復元されたうえで新たに資料館として開館する予定。

用途変更・大規模な修繕 → 基準法適用除外の必要性が出てきた為、建築審査会にて同意を受ける準備に入る → 岡山県建築士会に協力依頼。



歴建委員会開催の様子（高梁市役所にて）

委員会の審査状況については、発注者（高梁市）、行政（県、市）、構造設計者、意匠設計者を交えたうえで、歴建委員会の構造ワーキングの委員から、構造計算書や補強計画図等について、審査を行った。委員会より出た質疑に「対する回答は、後日、設計者から委員会へ送られて来る。

## 岡山県建築審査委員会による現地視察の様子



（建物外部）



（建物内部）

建築審査会に先立ち、建築審査会メンバーによる現地視察が開催された。現地視察では、岡山士会の歴建委員会の構造ワーキングのメンバーが審査対象となるポイントなどを説明した。

この後、歴建委員会を数回開催。設計者等との調整が重ねられ、最終的に委員会から建築審査会へ審査結果（同意基準に適合する旨の通知）を送付。それを受け、建築審査会が開催され、その結果（同意）が県へ送られ、県知事（特定行政庁）により適用が除外された。

以上